

山口県報

平成27年
6月9日
(火曜日)

目次

- 規則 山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則(経営金融課).....
- 告示 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....
- 土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....
- 道路の区域の変更(道路整備課).....
- 道路の供用の開始(道路整備課).....
- 公告 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....
- 指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定の実施(建築指導課).....
- 雑報 争議行為の通知.....



山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年六月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第五十一号

山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十四年山口県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「年〇・七五パーセント」を「年〇・六五パーセント」に改める。
別表第一の四の項イを次のように改める。

イ 独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平成十六年経済産業省令第七十四号。以下「省令」という。)第二十八条第一項第一号イに該当する事業

附則

(施行期日)
1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の前日に改正前の山口県中小企業高度化資金貸付規則の規定に基づいて貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。



山口県告示第九十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十七年六月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	称 療	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団寺西眼科		宇部市恩田町二丁目二三番一七号	平成二七、三、三一
米谷眼科医院		山口市大内御堀三八の二	〃
小川整形外科		〃 小郡下郷一二二九の五	〃
三浦皮膚科泌尿器科医院		周南市岐南町一番一八号	〃
ゆん脳神経外科クリニック		〃 二番町一丁目四の三	〃
あおば薬局		萩市大字熊谷町三六	平成二六、一一、三
勝田薬局		岩国市錦見五丁目一番一五号	平成二七、三、三一
きたに薬局		柳井市大字柳井四五三六	〃 五、二

山口県告示第二百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年六月九日

山口県知事 村岡 嗣政

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
まえば小児科クリニック	山口市小郡下郷七九七の八	平成二七、五、一
いがた眼科	〃 大内御堀三八の二	〃 〃 四、〃
医療法人小川整形外科	〃 嘉川五〇三三の一	〃 〃 〃 〃
三浦皮フ科	周南市岐南町一番一八号	〃 〃 〃 〃
ゆん脳神経外科クリニック	〃 二番町一丁目四の三	〃 〃 〃 〃
わたなべ歯科診療所	山口市維新公園五丁目三番五四号	平成二二、八、〃
防府まさむねデンタルクリニック	防府市鐘紡町七番一号	平成二七、五、〃
ふくや歯科医院	周南市岐山通二丁目一六	〃 〃 〃 〃
あおば薬局	萩市今古萩町四〇の一	平成二六、一、〃
きたに薬局	柳井市大字柳井五〇三六の三の二	平成二七、五、三

指定訪問看護事業者等の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	所在地	指定年月日
株式会社 Forest	岩国市玖珂町三四三〇	訪問看護ステーションあゆみの五	岩国市玖珂町柳井田中三四三六の五	平成二七、一、一

山口県告示第二百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年六月九日

山口県知事 村岡 嗣政

土地改良区の名称
下関市豊田町土地改良区

認可年月日
平成二七、五、二九

山口県告示第二百二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十七年六月九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月九日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道
路 線 名 山口宇部線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山口市佐山字鴻ノ巣七九八の一地先から同市阿知須字小丸一〇七一の五三地先まで	最狭 一四・五	最狭 一三・〇〇	一八九・五	一八九・五	道路改良工事の完了による。

山口県告示第二百三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年六月九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月九日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
山口宇部線	山口市佐山字鴻ノ巣七九八の一地先から同市阿知須字小丸一〇七一の五三地先まで	平成二十七年六月十日



(一七三) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十七年七月二十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年六月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 やまぐち子育て四訓の会

代表者の氏名 緒方 甫

主たる事務所の所在地 山口市大内氷上三丁目四番二五号

三 定款に記載された目的

子どもが成長していくには家庭が基盤であることを基本精神とし、子どもの成長過程において親としての責任と成長を見守る必要不可欠な人としてのしつけ教育をとおし、さまざまな教育課題がある昨今これらの事柄を保護者や関係機関と連携し活動すること、望ましい成長を共に育むこと。

(一七四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十七年七月二十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年六月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人子育て支援センターしらさぎキッズ

代表者の氏名 吉村 静馬

主たる事務所の所在地 山口市小郡新町二丁目七番一五号

(一七五) 指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定の実施

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第十八条の二第一項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に次のとおり構造計算適合性判定を行わせることとしました。

平成二十七年六月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

一般財団法人山口県建築住宅センター 山口市大手町三番二四号

二 業務区域

山口県全域

三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

山口市大手町三番二四号

四 行わせることとした構造計算適合性判定の業務

延べ面積が三、〇〇〇平方メートル以下の建築物(二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物にあつては、当該部分。)に係る判定。ただし、建築基準法施行令第八十一条第二項第一号の基準による構造計算等を行う建築物を除く。

五 業務の開始の日

平成二十七年六月一日

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

一般財団法人日本建築総合試験所 大阪府吹田市藤白台五丁目八番一号

二 業務区域

山口県全域

三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

四 大阪市中央区内本町二丁目四番七号
行わせることとした構造計算適合性判定の業務
次のいずれかに該当する建築物に係る判定

(一) 延べ面積が三、〇〇〇平方メートルを超える建築物(二以上の部分がエキスパ
ンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合に
おいては、当該建築物の部分。)

(二) 建築基準法施行令第八十一条第二項第一号口の基準による構造計算等を行った建築
物

(三) その他知事が必要と認めるもの

五 業務の開始の日
平成二十七年六月一日



争議行為の通知

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、山
口赤十字病院労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成二十七年六月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事件

(一) 夏季一時金の要求に関する件

(二) 労働条件の改善の要求に関する件

(三) 増員の要求に関する件

(四) 諸手当の改善の要求に関する件

二 日時

平成二十七年六月九日以降本問題の解決に至るまでの期間

三 場所

総合病院山口赤十字病院において山口赤十字病院労働組合に所属する組合員が従事
する全職場

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。